

南魚沼市事業創発拠点 利用規約

この規約は、南魚沼市事業創発拠点（以下「施設」という。）において、一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構（以下「弊社」という。）が提供するサービスの利用について定めるものです。

南魚沼市事業創発拠点条例（令和3年南魚沼市条例第32号）、同条例施行規則（令和4年南魚沼市規則第10号）、その他関係法令等を遵守するとともに、本規約をご確認の上、同意しご利用をお願いいたします。

（会員）

第1条 本規約における会員とは、南魚沼市が使用を許可し、弊社がサービスを提供することを承諾した法人又は個人とし、その利用区分は次のとおりとする。

- （1） ドロップインプラン（時間単位、日単位で利用する場合）
- （2） 月額利用（法人または個人が一定の期間、利用する場合）
- （3） 貸切利用（イベント、セミナー等で利用する場合）

2 会員は、会員として有する権利を第三者に貸与及び譲渡することはできません。

（サービス）

第2条 会員は、本規約及び弊社が別に定める規則等に従い、サービスを利用することができます。

- 2 サービスの利用を希望する場合、会員申込書兼同意書（以下「申込書」という。）を弊社に提出することとします。
- 3 貸切利用の場合は、原則として、利用日の1週間前までに申込書及び南魚沼市事業創発拠点利用許可及び利用料金減免申請書兼決定通知書の提出が必要となります。
- 4 弊社は申込書を提出した者に対し、会員証を発行するものとし、次回以降の利用の際に会員証を提示することにより、申込書の提出を省略できるものとします。
- 5 会員は、必ずウェブ上で共有カレンダーを確認の上、施設を利用してください。
*貸切利用時は、施設を利用できない場合がございます。
- 6 サービスの内容は、変更することがあります。この場合、弊社は会員へ事前に告知するものとします。
- 7 弊社が管理運営上必要と認めた場合、サービスの全部又は一部の利用を制限することがあります。この場合、弊社は会員へ事前に告知するものとします。
- 8 サービスの利用を希望する場合、南魚沼市事業創発拠点 MUSUBI-BA 公式 LINE の登録が必須になります。

（利用料金等）

第3条 会員は各サービス内容の対価として、サービス利用料（別紙「料金プラン」を参照）を前納にて支払うものとします。

- 2 社会情勢の変動、維持管理費等の増減、その他の理由によりサービス利用料が不相当となったと判断したときや消費税率が変更されたとき等は、会員への事前通知の上、当該サービス利用料を改定することができるものとします。
- 3 サービス利用料の支払方法は、現金又は PayPay によるものとします。

(禁止又は制限される行為)

第4条 会員は、対象スペース内の設置物の移動等を行ってはならないものとします。ただし、弊社が移動を認めた場合、この限りではありません。移動したデスク、椅子、設備、器具等は利用前の状態に戻してください。

2 会員は、施設内(本建物共用部を含む。)において、次の各号に該当する行為並びに本施設又は他の会員に損害や迷惑を及ぼす行為等をしてはなりません。

- (1) 禁止箇所への立ち入り
- (2) 本施設敷地内の指定駐車場以外への駐車(一時駐車含む。)
- (3) 下駄・スパイク等での立ち入り
- (4) 宿泊及び寝位での仮眠
- (5) 飲食は原則として飲み物・軽食のみ
*他の会員の作業の妨げにならない程度のもとし、臭気が強い物の飲食は避けてください。
- (6) 本建物内での喫煙(本建物内及び入口は全面禁煙)
- (7) 本施設内での飲酒(イベント等、弊社が認めた場面での飲酒は可)
- (8) 他の本建物利用者、本施設利用者等に迷惑を及ぼす行為並びに音、振動、臭気等を発し他の本建物利用者、本施設利用者等に迷惑を及ぼす可能性のある物品の持ち込み
- (9) 通路等及び廊下等の共用部分を占有すること又は物品を置くこと
- (10) 動物や生物(昆虫、爬虫類含む。)の飼育や持ち込み
- (11) 通路や廊下、外壁等、許可されていない場所に無断で看板の設置や、ポスター等の広告物の掲示
- (12) 火気等の利用もしくは持ち込み(本建物内は火気厳禁)
- (13) 違法行為又は公序良俗に反する行為、その他、弊社が不適切と判断する行為
- (14) 本施設内の照明及び空調操作盤等の操作(弊社から認められた場合を除く。)
- (15) 本建物内及び本施設内の火災報知機、消火器、防火扉、スプリンクラー、排煙窓等の防災設備を遮るように物品を置くこと、貼り紙・看板等を設置することなど、本建物及び本施設の防災設備を機能させなくする行為
- (16) 銃砲、刀剣類又は爆発物、発火性を有する危険な物品等の製造及び保管
- (17) 排水管等の上下水道設備を腐食、破損させるおそれのある液体を流す行為
- (18) 本建物及び本施設の利用者又は来館者の個人が特定される情報、写真等をウェブサイトやSNSなどに投稿する行為(本人の許可を得た場合を除く。)
- (19) その他、弊社が禁止した行為

(イベントとコミュニケーション)

第5条 会員は、本施設内において、セミナー・パーティー・イベント・外部視察等(以下「イベント等」という。)が行われることを予めご承諾ください。なお、イベント等は、原則として施設の一部又は全部を利用して開催されます。

2 弊社は、イベント等の開催状況の共有をできる限り早期に会員へ告知するものとします。また、ウェブ上での共有でカレンダーにて状況が分かるようにいたします。

- 3 会員には、本施設が、会員間におけるコラボレーションを誘発し、コラボレーション型のクリエイティブ業務や制作ならびに研究を推進するためのコワーキングスペースであることを充分理解し、本施設の発展に寄与して頂くようお願いいたします。そのため、会員相互においてできる限り協力し合うこととします。

(事業への協力)

第6条 会員は、弊社が本施設を用いて行うイベント等を円滑に行うため、会員に協力を求める場合、ご協力頂くようお願いいたします。なお、利用状況によって、指定の時間帯、本施設への出入りを制限させていただく場合もあります。

- 2 前項に記載される本施設の目的に加え、本施設では新たなワークスペースのあり方を市及び弊社が指定する企業とともに検証する目的も有しています。この目的に伴い、ワークスペースの使われ方に関するデータ収集や写真撮影・Web ページへの公開等を行う場合がありますが、会員はこのことを承諾し、これに協力するものとします。なお、弊社が指定する企業は、収集したデータや写真は個人情報保護法に則り扱うものとし、上記目的以外では弊社が指定する企業以外の第三者に漏洩しないものとします。

(サービスの解除)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、弊社はサービスの提供を解除することができるものとします。また、解除した場合は利用料・預り金等、一切返却いたしません。

- (1) 本規約に定める事項に違反した場合
- (2) 提出された本人確認書類が真正なものでなかったと発覚した場合
- (3) 会社更生手続き・破産申立・特別清算等その他これに準じる信用不安があった場合
- (4) 公序良俗に反する行為があった場合
- (5) 会員について刑事手続きが開始された場合
- (6) その他、弊社が当施設の会員として不適切と判断した場合

- 2 解除によるサービスの停止で会員、又はその他第三者が損害を被った場合、弊社は一切の責任を負わないものとします。

(サービスの解約)

第8条 会員が利用期間中にサービスの解約を希望する場合、解約希望月の前月末日までに弊社にお知らせいただくものとします。

- 2 利用期間の途中にサービスを解約した場合、いかなる理由においても利用料金の返金はないことをご了承ください。

(サービスの解除・解約後の利用者義務)

第9条 第7条又は前条の規定によりサービスを解除又は解約した場合、サービスの提供は停止となり、ご利用いただくことはできません。

2 解除又は解約後もサービスの不正利用を行った場合は、不正利用の期間中、利用者責務不履行で利用時と同じ利用料金をお支払いいただくこととなります。

(損害の賠償)

第10条 第4条に規定するいずれかに該当する違反により市又は弊社が被った損害にかかる損害賠償を請求します。

(貴重品の管理等)

第11条 サービスを利用する際の貴重品管理や機密情報の管理等は、会員の責任において行うものとし、弊社は明示的にも黙示的にも一切の保障を行いません。

(個人情報の保護)

第12条 弊社は、本規約に基づいて締結した契約につき知り得た個人情報は、当施設運営にのみ利用し、保存いたします。

(規約の変更)

第13条 本規約は、予告なく変更される場合があります。予めご了承ください。

(反社会的勢力の排除)

第14条 会員は、「反社会的勢力の排除」に関する以下のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約することとします。

- (1) 暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業もしくは特殊知能暴力集団の関係者、その他公益に反する行為をなすもの（以下「反社会勢力」という。）であること、又は過去5年間反社会勢力であったこと。
- (2) 反社会勢力が経営を支配している又は実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 反社会勢力に対して資金等を提供、又は便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、もしくは関与をしていると認められる関係を有すること。
- (4) 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (5) 自ら又は第三者を利用して以下の行為を行うこと。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損又は業務を妨害する行為